

大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業実施要領  
(電子マニフェスト及び電子契約導入促進事業)

1 事業の目的

循環経済への移行に向け、資源循環の促進及び廃棄物処理の高度化等を図るため、事業者等及び産業廃棄物処理業者がD X化に向けた取り組みを実施するのに要する経費の一部を補助する。

2 定義

(1)「事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- ①県内に事務所又は事業所を有する事業者
- ②二以上の前号の事業者で構成される団体

(2)「産業廃棄物処理業者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- ①県内に本社及び事務所又は事業場を有する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者
- ②県内に中間処理場又は最終処分場を有する(特別管理)産業廃棄物処分者

3 補助の内容

事業者等及び産業廃棄物処理業者が電子マニフェスト又は電子契約を導入する際に要する別表1に掲げる経費の一部を補助する。

(1) 補助対象者

事業者等及び産業廃棄物処理業者

(2) 補助対象となる事業期間

交付決定日から翌年3月31日まで

(3) 補助上限額

100千円(電子マニフェスト導入事業)

200千円(電子契約導入事業)

(4) 補助率

2分の1以内

附則

この要領は、令和7年度予算に係る大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率 (千円未満 切り捨て)	補助上限 額
電子マニフェ スト導入事業	①電子マニフェスト基本料 ②電子マニフェスト使用のためのパソコン 等電子機器購入費 (ただし、設置・工事費、維持管理費用等 を除く。) ③その他知事が必要と認める経費	2分の1 以内	100千円
電子契約導入 事業	①電子契約月額使用料 (使用開始から翌年の2月までの料金) ②電子契約利用のためのパソコン等電子機 器購入費 (ただし、設置・工事費、維持管理費用等 を除く。) ③その他知事が必要と認める経費	2分の1 以内	200千円

(注) 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。